

図1 社会福祉主事任用資格の要件

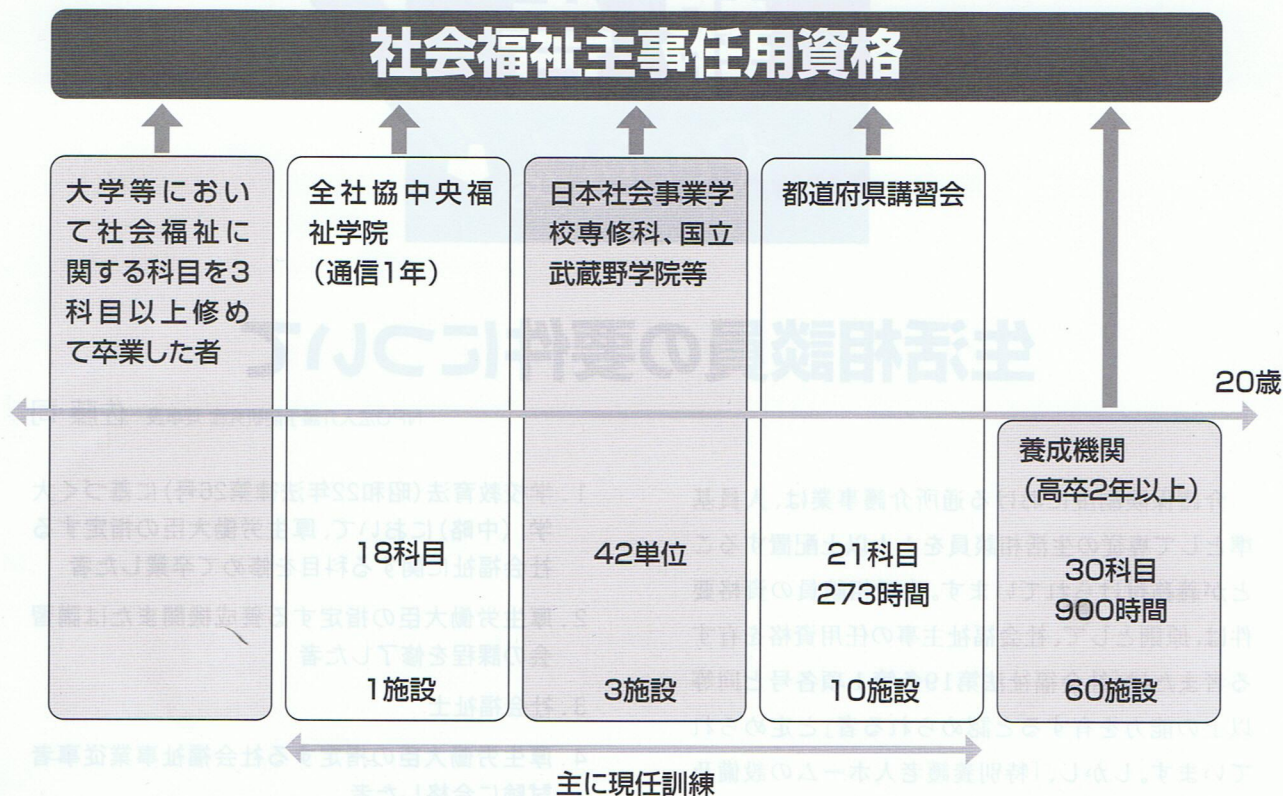


表1 各都道府県の「同等以上の能力を有すると認められる者」の要件

(社会福祉法第19条に規定された社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士は除かれる)

(平成21年3月31日現在)

北海道	保健福祉局介護保険課 011-231-4111、内線25-911	*特に設定していない (社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士以外は認めない)
青森県	高齢福祉保険課介護事業 017-734-9299、9277	1. 社会福祉事業に2年以上従事した者 2. 「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者
秋田県	長寿社会課介護保険班 018-860-1361	介護支援専門員(1年以上の業務経験のある者)
山形県	長寿社会課介護保険推進室 023-630-2158	*介護保険制度施行前に特別養護老人ホームの生活相談員や老人保健施設の支援相談人であった者
岩手県	岩手県長寿社会課 019-629-5435	介護支援専門員
宮城県	保健福祉部介護保険室 022-221-2554、2556	1. 保健医療福祉事業の相談業務に3年以上従事した経験のある者 2. 保健医療福祉関係施設に3年以上従事した経験のある者
茨城県	保健福祉部福祉指導課 029-301-3343	1. 介護福祉士 2. 介護支援専門員
福島県	保健福祉部生活福祉領域 介護保険グループ 024-521-7745~6	1. 介護支援専門員 2. 通所・入所系サービス事業所において5年以上の実務経験を有する介護福祉士 3. 卒業年度にかかわらず、厚生労働省の指定する社会福祉に関する科目及びその読替えの該当する科目を履修して卒業した者
埼玉県	福祉部介護保険課 048-830-3250	介護支援専門員
群馬県	健康福祉局介護高齢課 居宅サービスグループ 027-226-2574、2575	1. 介護福祉士(実務経験は問わない) 2. 社会福祉施設等で2年以上、従事していた者 3. 介護支援専門員で2年以上、実務経験のある者